

処 分 基 準

平成22年1月12日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第12条の3
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：静岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、同第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第5条第1項第3号～第5号（許可の基準）、同第9条の13第1項第1号（年少射撃資格の認定）、同第12条の3
処 分 基 準： 法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は同第9条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号～第5号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 い 合 せ 先：申請者の住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
備 考：